

バス運転手の不足の解消に関する意見書(案)

日本の地域公共交通はその多くが民間のバス事業者任せであり、運賃収入で採算性を確保することが当然とされている。都内各地域では、民営バスの減便や廃止が相次ぎ、住民の移動する権利が脅かされ、「病院や役所、買物に行くのに不便になった。バスの運行を継続して欲しい。」との声が寄せられている。

一方、フランスや韓国などの国々においては、移動権・交通権を保障する立場から安心して暮らせる環境を整えるために、国や自治体が収支の不足分を補填し、公共交通の維持・充実に主体的な役割を果たしている。このような国々と比較して不十分である日本の交通政策も、移動権・交通権を保障する立場に立って交通政策を抜本的に転換していくことが求められている。

地域公共交通の危機打開に向けて特に急がれるのは、バス運転手の不足の解消である。バス運転手は、住民の生活の根幹を支える重要・不可欠な役割を果たすエッセンシャルワーカーであるにもかかわらず、令和4年のバス運転手の平均年収は、全産業平均と比べておよそ100万円も低くなっている。こうした中で、葛飾区がバス運転手の待遇改善に向けた補助に踏み出したことは重要である。

また、バス運転手の不足は、時間外労働の規制強化による「2024年問題」だけではなく、政府が新自由主義政策の下、平成14年に路線バス事業への参入・撤退を自由化する規制緩和を行ったために事業者間の競争が激しくなり、バス部門の分社化や運転手の賃金抑制などのコスト削減が進められたことも原因となっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、バス運転手の不足を解消するため、移動権・交通権を保障する立場に立って交通政策を抜本的に転換し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 民営バスを含めたバス事業者に対する財政支援を行うこと。
- 2 路線バス事業への参入・撤退に関する規制緩和を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

東京都議会議長 増子 ひろき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

} 宛て